

沖縄県畜産食料品製造業最低賃金の廃止決定に係る沖縄地方最低賃金審議会の意見に関する公示

沖縄労働局 一般公示 第5-122号

令和5年8月30日沖縄地方最低賃金審議会から沖縄県畜産食料品製造業最低賃金の廃止決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第3項において準用する同法第11条第1項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、沖縄県の区域内で畜産食料品製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の廃止決定に異議があるものは、第15条第3項において準用する同法第11条第2項及び同法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第8条の規定に基づき令和5年9月14日（木）までに沖縄労働局長あて（那覇市おもろまち2-1-1那覇第二地方合同庁舎3階 賃金室）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和5年8月30日

沖縄労働局長 西川 昌登



記

沖縄県畜産食料品製造業最低賃金の廃止決定に係る沖縄地方最低賃金審議会の意見の要旨

次の沖縄県畜産食料品製造業最低賃金を廃止すること。

1 適用する地域
沖縄県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で畜産食料品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が畜産食料品製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付けその他それらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 683円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

沖縄県清涼飲料、酒類製造業最低賃金の廃止決定に係る沖縄地方最低賃金審議会の意見に関する公示

沖縄労働局 一般公示 第5-123号

令和5年8月30日沖縄地方最低賃金審議会から沖縄県清涼飲料、酒類製造業最低賃金の廃止決定について意見の提出があったので、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第3項において準用する同法第11条第1項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、沖縄県の区域内で清涼飲料又は酒類製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者(これらの者の団体を含む。)であって、当該最低賃金の廃止決定に異議があるものは、第15条第3項において準用する同法第11条第2項及び同法施行規則(昭和34年労働省令第16号)第8条の規定に基づき令和5年9月14日(木)までに沖縄労働局長あて(那覇市おもろまち2-1-1那覇第二地方合同庁舎3階 賃金室)異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和5年8月30日

沖縄労働局長 西川 昌登



記

沖縄県清涼飲料、酒類製造業最低賃金の廃止決定に係る沖縄地方最低賃金審議会の意見の要旨

次の沖縄県清涼飲料、酒類製造業最低賃金を廃止すること。

1 適用する地域
沖縄県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で清涼飲料製造業、酒類製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が清涼飲料製造業又は酒類製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付けその他それらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 686円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり